

告 示

埼玉県告示第七百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

とまと薬局		ミント薬局		ゆめあい和光 高齢者福祉セ ンター		行田中央総合 病院		名称
鶴ヶ島市上 広谷六四八 一三		吉川市吉川 六五六一 〇		和光市南一 一三二一 和光市総合 福祉会館二 階		行田市富士 見町二一 七一七		所在地
有限会社 スケガワ		ミント薬局 株式会社		社会福祉法人 和光市社会福 祉協議会		医療法人社団 清幸会		開設者名
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	通所介護		介護予防通所 リハビリテー ション	通所リハビリ テーション	サービスの種類
平成二十九年 五月一日		平成二十九年 五月一日		平成二十九年 三月二日		平成二十九年 六月一日		指定年月日